

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成25年度第1期募集 法律科目試験問題

行政法

平成24年9月16日（日） 13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面も使用）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の事例を読んで、問いに答えなさい。(配点：40点)

Xは、毒物及び劇物取締法(以下、「法」という)所定の劇物である催涙剤を使用した護身用スプレーをドイツから輸入し、これを国内で販売することを企てた。そこで厚生労働大臣に対して同物品の輸入業の登録(法3条2項、4条1項)を申請したが、厚生労働省の担当者は、武器として用いられる可能性を指摘し、輸入の自粛を求めてきた。Xが自粛する気はないことを伝え登録を繰り返し要求したところ、最初に申請書を提出してから2年後になってようやく処分がなされた。しかし、内容は登録拒否処分であった(本件処分)。

本件処分の処分理由通知書には「法5条の登録基準に適合しない」と記されるのみであったので、Xは、詳細な拒否理由を説明するように求めた。しかし回答が得られなかったため、行政不服審査法に基づく異議申立てをしたところ、棄却裁決において次のように拒否理由が説明された。「本件物品は、劇物であるその内容液を人または動物の眼に噴射し、その薬理作用によって永続的なものでないとしても諸種の機能障害を生じさせ、開眼不能の状態にさせるものであり、それ以外の用途を有しないものであるため。」

Xの立場から、本件処分の違法性について論じなさい。(なお、参考条文として挙げしていない権限委任規定は無視し、厚生労働大臣が処分庁であるものとする)。

[参考条文] 毒物及び劇物取締法(抜粋)

第1条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

第3条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。

2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。

第4条 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、…(中略)行う。

2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

第5条 厚生労働大臣…(中略)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき…(中略)は、第4条の登録をしてはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条、第3条の2、第4条の3又は第9条の規定に違反した者

以上